

奈良県決定

大和都市計画第一種歴史的風土保存地区及び
第二種歴史的風土保存地区の変更について

次の付議案を提出する。

令和 7 年 11 月 19 日

奈良県都市計画審議会会長

大和都市計画第一種歴史的風土保存地区及び 第二種歴史的風土保存地区の変更（奈良県決定）

- 1 大和都市計画第一種歴史的風土保存地区の面積を次のように変更する。

名称	面積	備考
飛鳥宮跡第一種歴史的風土保存地区	約111.4ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

- 2 大和都市計画第二種歴史的風土保存地区の面積を次のように変更する。

名称	面積	備考
明日香第二種歴史的風土保存地区	約2,280.6ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由
別添理由書のとおり

理 由 書

大和都市計画第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区については、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」に基づき、昭和55年に定めている。

今回編入しようとする区域は、「歴史的風土の保存上枢要な部分を構成していることにより、その状態において歴史的風土の維持保存を図るべき地域」として第一種歴史的風土保存地区の指定を受けている「飛鳥宮跡第一種歴史的風土保存地区」と一体をなしている区域である。

「明日香村歴史的風土保存計画」においては、第一種歴史的風土保存地区と第二種歴史的風土保存地区の基準を定めるに当たって、歴史的風土の保存と住民生活の安定及び農林水産業等の振興との調和に配慮しつつ計画を定めるものとされており、加えて、明日香村の遺跡等の保存及び活用が明日香村における歴史的風土の維持保存に密接な関連を有することから、後世に残すべき重要な遺跡等については、史跡指定による保護の措置を講ずるものとされている。

このことから、「明日香村歴史的風土保存計画」策定後に、史跡の指定又は拡大がされた区域を基本として、現に存する歴史的風土をその状態において維持保存する必要があり、かつ住民生活の安定との調和を図ることが可能な地区の編入を検討した結果、条件が整っている区域について、都市計画の変更を行うものである。